

事業を廃止した年分の所得について課税される 個人事業税の見込控除について

個人事業税の課税対象事業を廃止した年分の所得について課税される個人事業税の当該年分の課税所得の計算における必要経費への算入（以下「見込控除」という。）については、これまで、見込控除の有無を確認した上で個人事業税を課税していましたが、令和8年度から次のとおり取扱いを変更します。

1 個人事業税における見込控除の取扱いについて

事業を廃止した年分の個人事業税の課税所得について、所得税（国税）での見込控除の有無の確認を行わず、原則として、所得税の所得金額と同様（個人事業税が課されない事業等に係る所得金額を除く。）とします。

2 適用する時期

令和8年度の課税分から適用します。

3 変更する理由

個人事業税の課税所得の算定については、地方税法において、所得税法に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によることとされていることから、この度、取扱いを変更し、個人事業税の課税所得について個人事業税が課されない所得等を除き、所得税の所得金額と同様とすることとしたものです。

所得税において見込控除を行っていない場合は、事業を廃止した年分の個人事業税が課された日の翌日から2か月以内に所得税の「更正の請求」を行うことができます。（「更正の請求」に基づき所得税の所得金額等が更正された場合は、その更正内容を確認した上で、個人事業税の訂正等を行います。）